第三・十二条　附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料

1　附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料は、次の場合には、この条の規定の適用の対象となる。

(a)　附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料が、産品に含まれるものとして分類され、及び当該産品と共に納入されており、並びにその仕入書が当該産品の仕入書と別立てにされていない場合

(b)　附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料の種類、数量及び価額が産品について慣習的なものである場合

2　産品が完全に得られたものであるかどうか又は産品が附属書三―Ｂに定める生産工程の要件若しくは関税分類の変更の要件を満たすかどうかを決定するに当たり、附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料については、考慮しない。

3　産品が附属書三―Ｂに定める価額の要件を満たすかどうかを決定するに当たり、当該産品に価額の要件を適用するための算定において、附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料の価額を場合に応じて原産材料又は非原産材料として考慮する。

4　産品の附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料は、これらと共に納入される当該産品の原産品としての資格と同一の資格を有する。

第三・十三条　中立的な要素

産品が締約国の原産品であるかどうかを決定するに当たり、次に掲げる要素の原産品としての資格については、決定する必要はないものとする。

(a)　燃料、エネルギー、触媒及び溶剤

(b)　当該産品の試験又は検査に使用される設備、装置及び備品

(c)　手袋、眼鏡、履物、衣類並びに安全のための設備及び備品

(d)　機械、工具、ダイス及び鋳型

(e)　設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び材料

(f)　生産において使用され、又は設備及び建物の稼働のために使用される潤滑油、グリース、コンパウンド材その他の材料

(g)　産品に組み込まれない他の材料であって、当該産品の生産における使用が当該生産の一部であると合理的に証明することができるもの

第三・十四条　輸送用のこん包材料及びこん包容器

輸送中の産品を保護するために使用される輸送用のこん包材料及びこん包容器については、当該産品の原産品としての資格を決定するに当たって考慮しない。

第三・十五条　小売用の包装材料及び包装容器

1　産品を小売用に包装するための包装材料及び包装容器については、当該産品に含まれるものとして分類される場合には、当該産品の生産において使用された全ての非原産材料が附属書三―Ｂに定める該当する関税分類の変更若しくは生産工程を行ったかどうか又は当該産品が完全に得られたものであるかどうかを決定するに当たって考慮しない。

2　産品が附属書三―Ｂに定める価額の要件の対象となる場合において、当該産品を小売用に包装するための包装材料及び包装容器が当該産品に含まれるものとして分類されるときは、当該産品に価額の要件を適用するための算定に当たり、当該包装材料及び包装容器の価額を場合に応じて原産材料又は非原産材料として考慮する。

第Ｂ節　原産地手続

第三・十六条　関税上の特恵待遇の要求

1　輸入締約国は、輸入に際し、輸入者による他方の締約国の原産品についての関税上の特恵待遇の要求に基づき、当該原産品について関税上の特恵待遇を与える。輸入者は、関税上の特恵待遇の要求の正確性及びこの章に定める要件の遵守について責任を負う。

2　関税上の特恵待遇の要求は、次のいずれかに基づくものとする。

(a)　産品が原産品であることについての輸出者によって作成された原産地に関する申告

(b)　産品が原産品であることについての輸入者の知識

3　関税上の特恵待遇の要求及び2(a)又は(b)に定めるその根拠は、輸入締約国の法令に従って、税関への輸入申告に含められるものとする。輸入締約国の税関当局は、輸入者に対し、産品がこの章に定める要件を満たすことの説明を当該輸入者が提供することができる範囲において、税関への輸入申告の一部として、又は当該輸入申告に添付して、当該説明を行うよう要求することができる。

4　2(a)に規定する原産地に関する申告に基づいて関税上の特恵待遇の要求を行った輸入者は、当該原産地に関する申告を保管し、及び輸入締約国の税関当局から要求された場合には、当該税関当局に対してその写しを提供する。

5　2から4までの規定は、第三・二十条の規定に該当する場合には、適用しない。

第三・十七条　原産地に関する申告

1　原産地に関する申告については、産品が原産品であることを示す情報（当該産品の生産において使用された材料の原産品としての資格に関する情報を含む。）に基づいて当該産品の輸出者が作成することができる。輸出者は、原産地に関する申告及び提供する当該情報の正確性について責任を負う。

2　原産地に関する申告については、附属書三―Ｅに規定する申告文のうちいずれかの言語によるものを用いて、仕入書その他の商業上の文書（原産品について特定することができるよう十分詳細に説明するもの）上に作成する。輸入締約国は、輸入者に対して原産地に関する申告の翻訳文を提供するよう要求してはならない。

3　輸入締約国の税関当局は、原産地に関する申告における軽微な誤り若しくは表現の相違を理由として、又は仕入書が第三国において発給されたことのみを理由として、関税上の特恵待遇の要求を否認してはならない。

4　原産地に関する申告は、次のいずれかの期間有効なものとする。

(a)　5(a)に規定する一回限りの輸送については、原産地に関する申告の作成の日から十二箇月間又は輸入締約国の定めるこれよりも長い期間

(b)　5(b)に規定する二回以上の輸送については、原産地に関する申告の作成の日から十二箇月間

5　原産地に関する申告は、次のいずれかの輸送に適用することができる。

(a)　締約国に輸入される一又は二以上の産品の一回限りの輸送

(b)　締約国に輸入される同一の産品の二回以上の輸送（原産地に関する申告に記載する十二箇月を超えない期間内に行われるもの）

6　統一システムの解釈に関する通則2(a)に規定する組み立てていないか又は分解してある産品であって、統一システムの第一五部から第二一部までに該当するものが輸入者の要求により複数回に分けて輸入される場合には、当該産品についての単一の原産地に関する申告については、輸入締約国の税関当局が定める条件に従って使用することができる。

第三・十八条　輸入者の知識

産品が輸出締約国の原産品であることについての輸入者の知識は、当該産品が原産品であること及びこの章に定める要件を満たすことを示す情報に基づくものとする。

第三・十九条　記録の保管に関する義務

1　輸入締約国に輸入される産品について関税上の特恵待遇の要求を行った輸入者は、当該産品の輸入の日の後少なくとも三年間、次に掲げるものを保管する。

(a)　当該関税上の特恵待遇の要求が原産地に関する申告に基づくものである場合には、輸出者によって作成された当該原産地に関する申告

(b)　当該関税上の特恵待遇の要求が輸入者の知識に基づくものである場合には、当該産品が原産品としての資格を得るための要件を満たすことを示す全ての記録